

第8章 介護保険サービスの基盤整備

- 第1節 介護保険施設等の整備方針について
- 第2節 居宅サービス利用者数の推計
- 第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計
- 第4節 施設サービス利用者数の推計
- 第5節 地域支援事業の見込み量の推計
- 第6節 標準給付費の実績
- 第7節 標準給付費の推計
- 第8節 地域支援事業費の推計
- 第9節 保険料の算定と基本的な考え方

第 8 章 介護保険サービスの基盤整備

第 1 節 介護保険施設等の整備方針について

(1) 第 7 期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備 整備の意義について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、可能な限り、住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、居宅サービスを中心とした介護サービスを整えることが喫緊の課題です。

また、家族による介護が困難な中重度の要介護認定者、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第 7 期計画においては、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを整備する必要があります。

(2) 施設・居住系・地域密着型サービスの整備状況

播磨町の整備の状況は、下表のとおりです。

		第5期まで (～26年度)	第6期 (平成 27～29 年度)	第7期 (平成 30～32 年度)	平成 37 年 への方向性
在宅サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	公募するも 応募事業者なし	新たに1ヶ所 整備予定	合計1ヶ所の整備を 目指す
	小規模多機能型居宅介護	・「小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家」定員 29 人	1ヶ所整備 平成 30 年3月 開設予定	新たに1ヶ所 整備予定	合計3ヶ所の整備を 目指す
施設系サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・「特別養護老人ホームあえの里」50 床 ・「特別養護老人ホームグランはりま」50 床	—	—	—
	地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	—	1ヶ所整備(29 床) 平成 30 年3月 開設予定	—	合計2ヶ所の整備を 目指す
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・「グループホームCHI AKIほおずき播磨」18 室 ・「あつぶるグループホーム播磨」18 室 ・「グループホームはなたば」18 室	—	—	—

(3) 介護保険施設整備の方向性

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第6期計画では、地域密着型特別養護老人ホーム29床を整備し、平成30年（2018年）3月開所予定です。そのため、第7期計画においては新たな整備計画はありません。しかし、平成37年度（2025年）の利用者増に対応するため第8期介護保険事業計画において、後期高齢者の増加にともなう中重度要介護者の増加及び地域医療構想の病床見直しから新たに生じる必要量を踏まえて整備について検討します。

②介護老人保健施設

症状が安定し、1ヶ月から2ヶ月程度での在宅復帰を目的とした生活リハビリを行う施設です。第7期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

③介護医療院・介護療養型医療施設

国において、平成36年（2024年）3月末に介護療養型医療施設を廃止することが示されています。廃止される介護療養型医療施設の転換先として、平成30年度（2018年）に介護医療院が創設される予定です。第7期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

④特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

第7期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

⑤小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。第6期計画中に1事業所（定員29名）の整備を行いました。

第7期計画においても、働きながら介護をする家族の支援となるよう、新たに1事業所（定員29名）を整備することを予定しています。

⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の訪問介護や訪問看護を組み合わせた24時間サービスです。

第7期計画においては、1事業所を整備することを予定しています。

⑦看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問看護・介護」のサービスが一つの事業所で一体的に受けられるサービスです。

第7期計画においては、新たな整備を行わないこととします。

第2節 居宅サービス利用者数の推計

介護保険サービスの利用者数の推計については、第6期計画期間中の給付実績、第2章で示した人口推計をもとに、厚生労働省提供の、地域包括ケア「見える化」システムを活用し推計しております。

(1) 訪問介護／介護予防訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。平成32年度（2020年度）には介護給付で3,132人（平成29年度（2017年度）の約1.31倍）の利用を見込んでいます。

予防給付は、平成29年度（2017年度）からは総合事業に移行しています。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数（回／年）	35,571	49,151	61,392	62,527	68,696	73,488
人数（人／年）	1,904	2,237	2,400	2,736	2,964	3,132

<予防給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	1,607	1,653	-	-	-	-

※平成27年度（2015年度）、平成28年度（2016年度）は4月～3月の実績値、平成29年度（2017年度）は7月実績×12、平成30年度（2018年度）以降は推計値です。以下同様。

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

平成32年度（2020年度）には介護給付で156人（平成29年度（2017年度）の約1.86倍）、予防給付で12人の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数（回／年）	523	396	264	569	569	706
人数（人／年）	103	93	84	132	132	156

<予防給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数（回／年）	0	5	0	30	30	30
人数（人／年）	0	2	0	12	12	12

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 1,692 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.37 倍）、予防給付で 384 人（約 1.07 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	6,626	8,722	11,748	15,809	17,716	19,216
人数（人／年）	722	952	1,236	1,416	1,572	1,692

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	1,322	2,006	2,904	2,504	2,598	2,692
人数（人／年）	224	289	360	360	372	384

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 420 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.52 倍）、予防給付で 168 人（約 1.56 倍）の利用を見込んでいます。

町外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	2,836	2,616	3,600	4,159	4,439	5,106
人数（人／年）	232	246	276	348	372	420

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	340	756	1,152	2,234	2,234	2,234
人数（人／年）	34	74	108	168	168	168

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 1,476 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.32 倍）、予防給付で 144 人（2 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の医療機関等により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	747	925	1,116	1,236	1,356	1,476

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	88	93	72	132	144	144

(6) 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、食事の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 4,128 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.27 倍）の利用を見込んでいます。

予防給付は、平成 29 年度（2017 年度）から総合事業に移行しています。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	35,440	34,068	37,008	40,673	43,819	45,811
人数（人／年）	3,167	3,034	3,240	3,660	3,948	4,128

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	1,769	1,980	-	-	-	-

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通り、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 1,200 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.23 倍）、予防給付で 564 人（約 1.21 倍）の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	8,883	8,808	9,000	9,637	10,390	11,142
人数（人／年）	972	1,017	972	1,032	1,116	1,200

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	417	441	468	516	540	564

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 852 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.2 倍）、予防給付で 72 人（2 倍）の利用を見込んでいます。

町内外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数（日／年）	12,383	11,319	11,232	11,680	12,518	13,212
人数（人／年）	856	824	708	756	804	852

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数（日／年）	127	129	108	394	394	394
人数（人／年）	29	24	36	72	72	72

(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 180 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.36 倍）、予防給付で 12 人の利用を見込んでいます。

町外の事業者により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数（日／年）	1,984	1,596	1,584	1,784	1,930	2,075
人数（人／年）	217	161	132	156	168	180

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日数（日／年）	11	0	48	132	132	132
人数（人／年）	1	0	12	12	12	12

(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 336 人、予防給付で 24 人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	337	333	336	336	336	336

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	45	10	0	24	24	24

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 4,992 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.23 倍）、予防給付で 2,400 人（約 1.23 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	3,350	3,696	4,044	4,260	4,620	4,992

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	1,296	1,600	1,956	2,220	2,328	2,400

(12) 特定福祉用具販売／介護予防特定福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を給付します。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 120 人（平成 29 年度（2017 年度）の 2 倍）、予防給付で 96 人（1.6 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	66	77	60	120	120	120

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	37	43	60	96	96	96

(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を給付します。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 132 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.83 倍）、予防給付で 180 人（約 2.14 倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	70	64	72	108	120	132

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	58	56	84	168	168	180

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整等を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 8,244 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.26 倍）、予防給付で 4,284 人（約 1.72 倍）の利用を見込んでいます。

予防給付は、平成 29 年度（2017 年度）から総合事業のみの利用者は地域支援事業の介護予防ケアマネジメントに移行したことを勘案した見込み量となります。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	5,506	6,032	6,528	7,140	7,716	8,244

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	3,720	4,001	2,484	3,960	4,164	4,284

第3節 地域密着型介護サービス利用者数の推計

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

現在町内事業所はありませんが、町外で利用されています。

平成30年度（2018年度）において町内に1事業所の開設を見込んでおり、平成32年度（2020年度）には240人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	2	3	12	120	180	240

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、24時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護3以上の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行うサービスです。

現在町内事業所はなく、また過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減等を目的としています。

平成32年度（2020年度）には介護給付で12人、予防給付では過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

現在町内事業所はありませんが、町外の利用者を見込んでいます。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
回数（人／年）	255	237	0	247	247	247
人数（人／年）	12	12	0	12	12	12

<予防給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	0	0	0	0	0	0

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成 18 年度（2006 年度）から新設された地域密着型サービスで、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

現在、本町には 1 事業所が運営されています。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 732 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 2.26 倍）、予防給付で 24 人の利用を見込んでいます。

平成 30 年（2018 年）3 月に新たに 1 事業所が開設し、計 2 事業所になります。

町内事業所により、サービス供給量は十分確保される見込みです。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	292	291	324	672	672	732

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	12	13	24	24	24	24

(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、グループホームで認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

平成 32 年度（2020 年度）には介護給付で 492 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.08 倍）、予防給付は 12 人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	472	461	456	492	492	492

<予防給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	4	0	0	12	12	12

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

現在町内事業所はなく、また過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

平成 30 年（2018 年）3 月に 1 事業所（29 床）が開設し、サービス提供が開始されることを勘案し、平成 32 年度（2020 年度）には 348 人の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数（人／年）	0	0	0	348	348	348

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。一つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

現在町内事業所はなく、また過去の実績等を勘案し、利用を見込んでいません。

(9) 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が提供する通所介護が、平成 28 年度（2016 年度）から地域密着型サービスに移行しました。以下は移行される利用回数と人数です。

平成 32 年度（2020 年度）は介護給付で 1,068 人（平成 29 年度（2017 年度）の約 1.19 倍）を見込んでいます。

<介護給付>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数（回／年）	-	7,552	9,300	8,681	9,448	9,952
人数（人／年）	-	767	900	948	1,008	1,068

第4節 施設サービス利用者数の推計

(1) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつ等日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

平成32年度（2020年度）には1,380人（平成29年度（2017年度）の約1.06倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	1,316	1,334	1,296	1,380	1,380	1,380

(2) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

平成32年度（2020年度）には804人（平成29年度（2017年度）の約1.22倍）の利用を見込んでいます。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	617	655	660	804	804	804

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリ等が受けられます。

平成30年度（2018年度）以降は、横ばいで推移するものと想定しています。

本施設の廃止期限は平成35年度（2023年度）末まで延長されました。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	139	165	144	204	204	204

(4) 介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。

<介護給付>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数（人／年）	-	-	-	0	0	0

【施設・居住系サービスの見込み量（総括表）】

単位：（人/月）

施設利用者 （療養病床から転換分を含む）		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人 福祉施設	[合計]	115	115	115
	[現在分・今後整備分]（計画分）	115	115	115
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護老人 保健施設	[合計]	67	67	67
	[現在分・今後整備分]（計画分）	67	67	67
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護療養型 医療施設	[非転換分+転換分]	17	17	17
	[非転換分]	17	17	17
	[他施設への転換分]	0	0	0
介護医療院	[合計]	0	0	0
	[現在分・今後整備分]（計画分）	0	0	0
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	[合計]	29	29	29
	[現在分・今後整備分]（計画分）	29	29	29
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第7期計画期間中、施設サービスに対する医療療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

単位：（人/月）

居住系サービス利用者数 （療養病床の転換分を含む）		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症対応型 共同生活介護	[合計]	42	42	42
	[非転換分]	42	42	42
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
特定施設入居者 生活介護	[合計]	28	28	28
	[非転換分]	28	28	28
	[介護療養からの転換分]	0	0	0
介護予防 特定施設入居者 生活介護	[合計]	2	2	2
	[非転換分]	2	2	2
	[介護療養からの転換分]	0	0	0

※第7期計画期間中、地域密着型特定施設入居者生活介護の整備は見込んでいません。また、同期間中の居住系サービスに対する医療療養病床からの転換分（新たな増加）は見込んでいません。

第5節 地域支援事業の見込み量の推計

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防・生活支援サービス事業費	訪問型サービス（人/年）	-	-	1,627	2,088	2,196	2,256
	通所型サービス（人/年）	-	-	2,245	2,832	2,976	3,060
	介護予防マネジメント（人/年）	-	-	1,847	3,240	3,408	3,504
	介護予防普及啓発事業						
	シニア元気アップ出前健康講座（介護予防健康講座）（延人数）	841	771	724	800	850	900
	シニア元気アップ体操教室（100歳体操サポーター教室）（延人数）	559	491	355	200	200	200
	介護支援ボランティア養成講座（実人数）	135	50	23	30	30	30
	地域介護予防活動支援事業						
	住民自主運営によるいきいき100歳体操教室（会場数）	19	21	24	27	30	33
	いきいき100歳体操教室（登録者人数）	387	426	476	521	566	611
	介護支援ボランティア【結い・はりま】登録者数（年度末数）	74	86	83	90	95	100
	はつらつ広場（延参加者数）	-	-	2,075	2,400	2,480	2,600
	ボランティア参加人数（実人数）	-	-	21	25	30	35
	地域リハビリテーション活動支援事業						
	100歳体操教室（専門職派遣回数）	-	-	10	10	15	15
はつらつ広場（専門職派遣回数）	-	-	30	40	40	45	

(2) 包括的支援事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
包括的支援事業費	地域包括支援センター設置箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1	1
	人員体制（人）	7	8	8	10	10	10

		事業内容
包括的支援事業費（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切なサービスの提供を図る
	生活支援サービス体制整備事業	多様なサービスの充実による地域の支えあい体制づくりの推進
	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員の配置及び認知症初期集中支援事業の実施
	地域ケア会議推進事業	個別事例の検討や自立支援・重度化防止に向け、定期的に多職種協働の地域ケア会議を開催する

(3) 任意事業

		事業内容
介護給付等費用適正化事業		事業者への情報提供、検証により給付費等の適正化を図る
家族介護支援事業	地域ふれあい介護相談事業	身近な介護施設で講演会等の啓発および介護相談を行う
	家族介護用品支給等助成事業	家庭で高齢者を介護している家族に介護用品を助成
	家族介護慰労助成事業	家庭で要介護者を介護している家族を慰労
その他事業	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修のみ利用する場合の住宅改修理由書作成費を支払う
	認知症対策推進事業	認知症に対する啓発、SOS・見守りネットワークの構築等
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方への支援を行う

第6節 標準給付費の実績

(1) 介護サービス給付費

平成28年度(2016年度)の介護サービスの給付費合計をみると16億6,789万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から8,150万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「認知症対応型通所介護」等の計10サービスで計画値を上回っています。

「通所介護」「地域密着型通所介護」は、制度改正により平成28年度(2016年度)から定員18名以下の小規模通所介護事業所が地域密着型サービスに移行しました。そのため利用するサービス事業所の規模により、介護サービスと地域密着型サービスに分かれましたが、介護サービスの利用が多かったため、計画値と実績値を比較すると「通所介護」は大幅な増となり、「地域密着型通所介護」は大幅な減となっています。

単位：(千円)

		第6期事業計画					
		平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス	訪問介護	91,165	87,584	96.1%	99,283	118,436	119.3%
	訪問入浴介護	12,724	6,034	47.4%	13,964	4,458	31.9%
	訪問看護	37,177	36,052	97.0%	40,438	41,269	102.1%
	訪問リハビリテーション	11,616	8,218	70.8%	12,661	7,741	61.1%
	居宅療養管理指導	9,146	9,872	107.9%	9,904	11,437	115.5%
	通所介護	249,072	270,989	108.8%	21,606	254,192	1176.5%
	通所リハビリテーション	95,921	79,678	83.1%	104,278	78,966	75.7%
	短期入所生活介護	121,007	101,882	84.0%	132,410	89,032	67.2%
	短期入所療養介護	25,382	23,887	94.1%	27,786	18,555	66.8%
	特定施設入居者生活介護	72,052	64,668	89.8%	83,163	60,453	72.7%
	福祉用具貸与	41,575	43,296	104.1%	45,349	46,675	102.9%
	特定福祉用具販売	2,686	1,909	71.1%	3,128	2,445	78.2%
	住宅改修	6,363	8,470	133.1%	6,936	7,481	107.9%
	居宅介護支援	76,474	76,408	99.9%	82,949	83,051	100.1%
計	852,360	818,746	96.1%	683,855	824,190	120.5%	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	577	-	0	890	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	474	3,020	637.1%	517	3,065	592.9%
	小規模多機能型居宅介護	68,773	65,478	95.2%	75,307	66,244	88.0%
	認知症対応型共同生活介護	101,094	114,972	113.7%	100,899	112,625	111.6%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型通所介護	0	0	-	248,465	55,373	22.3%
計	170,341	184,047	108.0%	425,188	238,198	56.0%	
サ施設	介護老人福祉施設	342,472	343,365	100.3%	343,399	344,747	100.4%
	介護老人保健施設	232,843	182,020	78.2%	232,393	194,563	83.7%
	介護療養型医療施設	71,178	58,210	81.8%	71,041	66,197	93.2%
	計	646,493	583,595	90.3%	646,833	605,508	93.6%
介護サービス給付費(小計)		1,669,194	1,586,387	95.0%	1,755,876	1,667,895	95.0%

※端数処理により合計が一致しない場合があります。以下、同様。

※実績値は介護保険事業状況報告月報の年間合計

(2) 介護予防サービス給付費

平成28年度(2016年度)の介護予防サービス(地域密着型を含む)の給付費合計をみると1億4614万円となっています。計画値を下回っていますが、前年度から818万円の増加となっています。

計画値と比較すると、「介護予防訪問看護」「介護予防通所介護」「介護予防福祉用具貸与」「介護予防支援」等の計7サービスで計画値を上回っています。

単位：(千円)

		第6期事業計画					
		平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅サービス	介護予防訪問介護	35,660	29,668	83.2%	37,948	31,700	83.5%
	介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	40	-
	介護予防訪問看護	3,066	5,623	183.4%	3,258	8,584	263.5%
	介護予防訪問リハビリテーション	1,993	972	48.8%	2,117	2,154	101.8%
	介護予防居宅療養管理指導	336	908	270.2%	359	1,058	294.7%
	介護予防通所介護	44,423	46,820	105.4%	47,190	50,726	107.5%
	介護予防通所リハビリテーション	18,525	13,469	72.7%	19,662	13,202	67.1%
	介護予防短期入所生活介護	935	854	91.3%	994	797	80.1%
	介護予防短期入所療養介護	0	95	-	0	0	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	8,365	3,596	43.0%	10,098	699	6.9%
	介護予防福祉用具貸与	6,830	9,241	135.3%	7,267	11,106	152.8%
	特定介護予防福祉用具販売	1,067	818	76.7%	1,242	953	76.7%
	介護予防住宅改修	4,079	7,307	179.1%	4,356	6,021	138.2%
	介護予防支援	14,926	16,789	112.5%	15,886	18,192	114.5%
計	140,205	136,159	97.1%	150,377	145,232	96.6%	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,329	896	67.4%	1,407	910	64.7%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	900	-	0	0	-
	計	1,329	1,796	135.1%	1,407	910	64.7%
介護予防サービス給付費(小計)		141,534	137,955	97.5%	151,784	146,142	96.3%

(3) 総給付費

単位：(千円)

		第6期事業計画					
		平成27年度			平成28年度		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護サービス給付費		1,669,194	1,586,387	95.0%	1,755,876	1,667,895	95.0%
介護予防サービス給付費		141,534	137,955	97.5%	151,784	146,142	96.3%
総給付費		1,810,728	1,724,343	95.2%	1,907,660	1,814,037	95.1%

※実績値は介護保険事業状況報告月報の年間合計

第7節 標準給付費の推計

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の給付実績を基本として、1回または1日あたりの給付額を算出し、それらをもとに、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの給付費を地域包括ケア「見える化」システムを活用し推計しています。

（1）介護サービス給付費の推計

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	訪問介護	157,783千円	173,926千円	186,483千円
	訪問入浴介護	6,761千円	6,764千円	8,357千円
	訪問看護	76,772千円	86,510千円	94,142千円
	訪問リハビリテーション	12,065千円	12,871千円	14,871千円
	居宅療養管理指導	16,194千円	17,752千円	19,304千円
	通所介護	300,852千円	325,588千円	340,630千円
	通所リハビリテーション	88,816千円	96,568千円	104,279千円
	短期入所生活介護	95,130千円	102,327千円	108,212千円
	短期入所療養介護	21,308千円	23,076千円	24,835千円
	特定施設入居者生活介護	61,316千円	61,343千円	61,343千円
	福祉用具貸与	50,979千円	56,080千円	61,256千円
	特定福祉用具販売	3,420千円	3,420千円	3,420千円
	住宅改修	10,673千円	11,991千円	12,977千円
	居宅介護支援	98,718千円	106,928千円	114,552千円
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,117千円	30,879千円	45,170千円
	夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
	認知症対応型通所介護	3,272千円	3,274千円	3,274千円
	小規模多機能型居宅介護	150,734千円	150,801千円	163,974千円
	認知症対応型共同生活介護	130,665千円	130,724千円	130,724千円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,673千円	89,713千円	89,713千円
	看護小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	0千円
	地域密着型通所介護	60,211千円	67,401千円	70,897千円
サービス施設	介護老人福祉施設	360,625千円	360,786千円	360,786千円
	介護老人保健施設	248,484千円	248,596千円	248,596千円
	介護療養型医療施設	91,555千円	91,596千円	91,596千円
	介護医療院	0千円	0千円	0千円
介護サービス給付費（小計）		2,160,123千円	2,258,914千円	2,359,391千円

(2) 介護予防サービス給付費の推計

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	242 千円	242 千円	242 千円
	介護予防訪問看護	11,514 千円	11,953 千円	12,387 千円
	介護予防訪問 リハビリテーション	6,288 千円	6,291 千円	6,291 千円
	介護予防居宅療養管理指導	1,487 千円	1,639 千円	1,639 千円
	介護予防通所 リハビリテーション	14,982 千円	15,712 千円	16,436 千円
	介護予防短期入所生活介護	3,176 千円	3,177 千円	3,177 千円
	介護予防短期入所療養介護	1,343 千円	1,343 千円	1,343 千円
	介護予防特定施設入居者 生活介護	1,942 千円	1,943 千円	1,943 千円
	介護予防福祉用具貸与	14,783 千円	15,485 千円	15,997 千円
	特定介護予防福祉用具販売	2,657 千円	2,657 千円	2,657 千円
	介護予防住宅改修	21,276 千円	21,276 千円	22,841 千円
	介護予防支援	17,980 千円	18,915 千円	19,460 千円
地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対応型 通所介護	0 千円	0 千円	0 千円
	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,851 千円	1,852 千円	1,852 千円
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	2,616 千円	2,617 千円	2,617 千円
介護予防サービス給付費（小計）		102,137 千円	105,102 千円	108,882 千円

(3) 標準給付費の推計

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護サービス給付費	2,160,123 千円	2,258,914 千円	2,359,391 千円
介護予防サービス給付費	102,137 千円	105,102 千円	108,882 千円
総給付費	2,262,260 千円	2,364,016 千円	2,468,273 千円

(4) 標準給付費見込額

$$\begin{aligned}
 & \text{平成 30 年度 (2018 年度) } \sim \text{平成 32 年度 (2020 年度) 標準給付費見込額} \\
 & = \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\
 & + \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} \\
 & + \text{算定対象審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
標準給付費見込額	2,391,856 千円	2,528,587 千円	2,669,868 千円	7,590,311 千円
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	2,261,027 千円	2,390,394 千円	2,525,375 千円	7,176,796 千円
総給付費	2,262,260 千円	2,364,016 千円	2,468,273 千円	7,094,549 千円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	1,233 千円	1,990 千円	2,137 千円	5,359 千円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0 千円	28,368 千円	59,239 千円	87,607 千円
特定入所者介護サービス費等給付額	74,901 千円	79,556 千円	83,616 千円	238,073 千円
高額介護サービス費等給付額	47,383 千円	49,672 千円	51,566 千円	148,622 千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,358 千円	6,670 千円	6,928 千円	19,956 千円
算定対象審査支払手数料	2,187 千円	2,294 千円	2,383 千円	6,864 千円
(審査支払手数料支払件数)	40,495 件	42,482 件	44,127 件	127,104 件

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

※総給付費

前頁の総給付費（介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の合計額）に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税率等の見直しを勘案して、給付額を見込みました。

※消費税の見直し

平成 31 年 (2019 年) 10 月以降、消費税が 10% へ引き上げられることを勘案し、第 7 期計画期間における該当期間の総給付費の上昇を見込みました。

※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。平成 27 年度 (2015 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) の実績等を勘案した後、補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※高額医療合算介護サービス費等給付額

医療保険と介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料

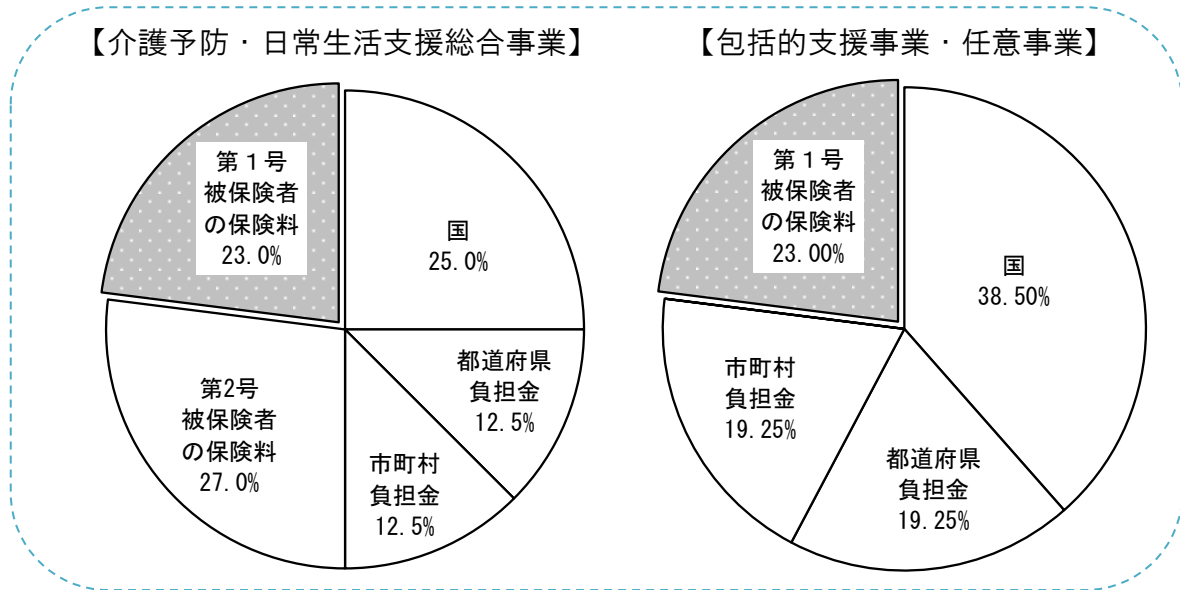
介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。平成 27 年度 (2015 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) の実績等を勘案して、件数と費用を見込みました。なお、一件あたりの単価は 54 円です。

第8節 地域支援事業費の推計

(1) 地域支援事業の対象者と費用額の考え方

地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第1号及び第2号で表記）と公費（都道府県、国、市町村）における財源構成割合です。

第1号被保険者（65歳以上の方）の負担する割合は、保険料の負担割合と同様に第6期の22%から23%に引き上げられました。



(2) 地域支援総事業費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費見込額	175,591千円	184,493千円	190,997千円	551,082千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	127,296千円	135,053千円	140,380千円	402,730千円
一般介護予防事業	7,154千円	7,154千円	7,154千円	21,462千円
介護予防生活支援サービス事業	119,515千円	125,581千円	129,200千円	374,296千円
介護報酬改定、消費税率等の見直しを勘案した影響額	627千円	2,318千円	4,026千円	6,971千円
包括的支援事業・任意事業	48,295千円	49,440千円	50,617千円	148,352千円
包括的支援事業	44,771千円	45,916千円	47,093千円	137,780千円
(社会保障充実分)内数	12,902千円	13,547千円	14,224千円	40,673千円
任意事業	3,524千円	3,524千円	3,524千円	10,572千円

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

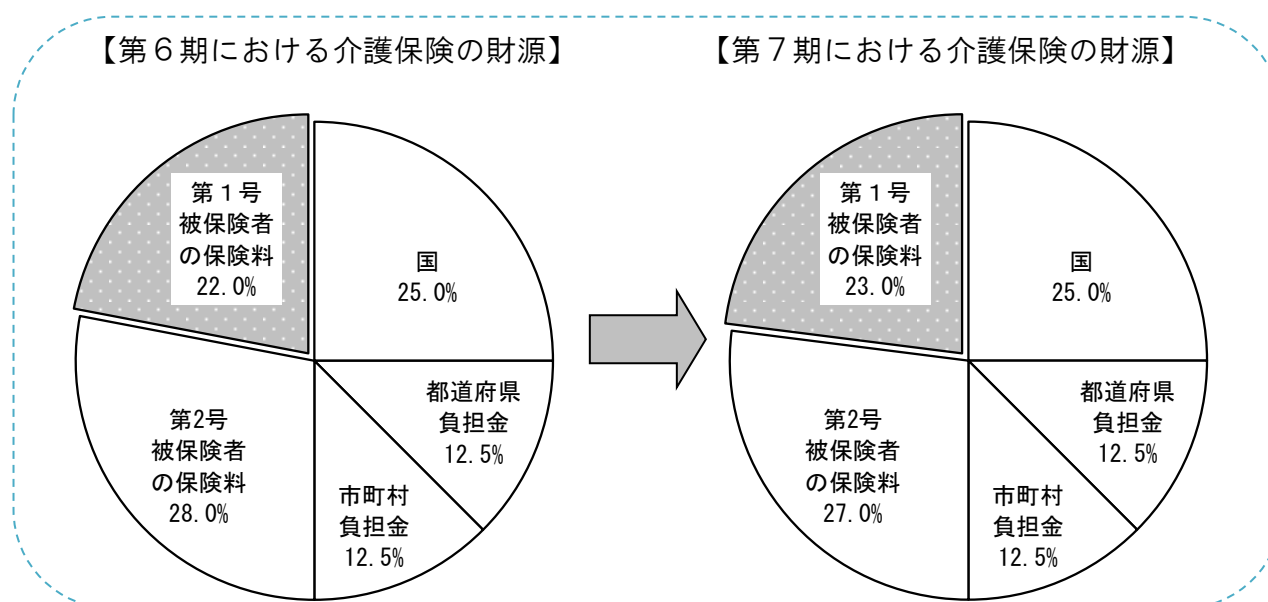
※審査支払手数料を含む

第9節 保険料の算定と基本的な考え方

(1) 第1号被保険者負担割合の変更について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第7期計画では、第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担することになりました。

また、公費における負担割合は、基本的には国が25%（うち、調整交付金として5%）、県が12.5%、町が12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が20%（うち調整交付金として5%）、県が17.5%、町が12.5%となります。



※施設サービスを除く

(2) 基金の取崩しについて

第7期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

介護給付費準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、平成29年度（2017年度）末の基金残高が226,219千円の見込みとなる予定です。そのうち高齢化の状況や平成29年度（2017年度）の給付費見込み、報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画等も勘案した結果、200,000千円を取崩して第7期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約606円引き下げる原資として活用しています。

(3) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第7期計画では、制度の持続性および公平性の観点等から、以下の制度改正が行われます。

①現役並みの所得者の利用者負担割合の見直し(平成30年(2018年)8月施行)

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げられます。対象者第1号被保険者の3%に該当する合計所得金額220万円以上で、かつ同一世帯の第1号保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人です。

②介護納付金における総報酬割の導入(平成29年(2017年)7月施行)

第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料は、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を介護納付金として一括納付しています。これまで医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者の加入者数に応じて負担してきましたが、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、これを被用者保険等保険者間では総報酬額に応じた負担とする総報酬割が導入されました。

③介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し(平成30年(2018年)4月施行)

介護保険施設等の所在する市町村の給付費の負担が過度に重くならないようにするため、障害者支援施設等を退所して、介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直され、障害者支援施設等に入所する前の市町村とすることになります。

④高額介護（予防）サービス等の見直し（平成 29 年（2017 年）8 月施行）

利用者負担割合の見直しと同様に、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費について、住民税課税対象者が世帯にいる人の月額上限が 37,200 円から 44,400 円に引き上げられました。ただし、同一世帯の 65 歳以上のすべての人が 1 割負担者である場合で、かつ、医療の現役並み所得者世帯に該当しない場合は、年間の上限（446,400 円）が適用されることになりました。

⑤調整交付金の見直し

現行の調整交付金は、地域における第 1 号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる格差を平準化することを目的に交付されています。今後、全国的に 75 歳以上人口が急増し、市町村間の後期高齢者加入割合のばらつきが縮小することから調整交付金を算定する基礎となる年齢区分について、現行の①65～74 歳、②75 歳以上の 2 区分から、①65～74 歳、②75～84 歳、③85 歳以上の 3 区分に細分化することにより、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して重点的に配分するため、見直しされます。なお、激変緩和措置として、第 7 期計画期間においては、各年度において 2 区分と 3 区分を 2 分の 1 ずつ組み合わせることになります。

⑥介護報酬改定について

平成 30 年度（2018 年度）の介護報酬改定について、（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、（3）多様な人材の確保と生産性の向上、（4）介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保という 4 点について検討を重ねた結果、平成 30 年（2018 年）4 月提供分からの介護報酬が+0.54%改定されました。

(4) 第7期計画における保険料設定の考え方

国は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、保険者の判断により、保険料の設定を弾力化することを認めています。

第7期計画における国の標準段階区分は9段階となっておりますが、本町では、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を検討した結果、次のとおり保険料段階を設定しました。

【第7期計画における所得段階】

保険料段階	課税状況		対象者
	本人	世帯	
第1段階	非課税	非課税	1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第2段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万以下の者
第3段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者
第5段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者
第6段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者
第8段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者
第9段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者
第10段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者
第11段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者
第12段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者
第13段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者

【所得段階別加入者数（第1号被保険者）】

単位：(人)

所得段階	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1段階	1,560	1,576	1,587	4,723
第2段階	635	643	647	1,925
第3段階	629	637	641	1,907
第4段階	1,460	1,477	1,487	4,424
第5段階	1,205	1,219	1,228	3,652
第6段階	1,311	1,327	1,336	3,974
第7段階	1,436	1,453	1,462	4,351
第8段階	579	586	590	1,755
第9段階	213	213	214	640
第10段階	124	126	127	377
第11段階	49	50	50	149
第12段階	24	25	25	74
第13段階	74	76	77	227
合計	9,299	9,408	9,471	28,178
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	9,178	9,288	9,350	27,816

※端数調整のため合計が合わない場合があります。

(5) 第7期計画における保険料算定

①保険料収納必要額

保険料算定に関わる各指数及び見込値、保険料収納必要額は以下の通りです。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
標準給付費見込額	2,391,856 千円	2,528,587 千円	2,669,868 千円	7,590,311 千円
地域支援事業費見込額	175,591 千円	184,493 千円	190,997 千円	551,082 千円
介護予防・日常生活支援 総合事業費	127,296 千円	135,053 千円	140,380 千円	402,730 千円
包括的支援事業・任意事業費	48,295 千円	49,440 千円	50,617 千円	148,352 千円
標準給付費見込額と 地域支援事業費見込額の合計	2,567,447 千円	2,713,080 千円	2,860,865 千円	8,141,393 千円
調整交付金相当額	125,958 千円	133,182 千円	140,512 千円	399,652 千円
調整交付金見込額	71,544 千円	88,167 千円	98,640 千円	258,351 千円
調整交付金見込交付割合	2.84%	3.31%	3.51%	
財政安定化基金拠出金見込額				0 千円
財政安定化基金償還金				0 千円
準備基金取崩額				200,000 千円
市町村特別給付費等	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
保険料収納必要額	1,813,821 千円			

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

※調整交付金

国が、市町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもので、調整交付金の交付割合の変動に伴い、第1号被保険者の保険料の負担割合も変動します。

1. 後期高齢者（75歳以上の方）の割合（後期高齢者加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
2. 高齢者の所得分布の状況（所得段階別加入割合補正係数として保険料算出時に加味する）
3. 災害時の保険料減免などの特殊な場合

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.8%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額の影響を算定した結果、第7期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は5,500円となります。

【保険料算出のイメージ】

① 標準給付費＋地域支援事業費合計見込み額（平成30年度～平成32年度）
8,141,393千円



② 第1号被保険者負担分相当額（平成30年度～平成32年度）
1,872,520千円（①の23%）第7期



③ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額	1,872,520千円
＋)調整交付金相当額	399,652千円
－)調整交付金見込額	258,351千円
－)準備基金取崩額	200,000千円
＋)市町村特別給付費等	0千円
保険料収納必要額	1,813,821千円



④ 収納率 98.8%
収納率で補正後 1,835,851千円

÷

⑤ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 27,816人
(基準額の割合によって補正した平成30年度～平成32年度までの被保険者数)

≡

⑥ 保険料基準月額 5,500円
(年額 66,000円)

※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

(6) 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料年額

第6期計画における介護保険料の所得段階については、11段階としていましたが、第7期計画では所得に応じた保険料とするため、13段階を設定することとします。その結果、所得段階別の第1号被保険者の年間の介護保険料は以下のとおりとなります。

【所得段階別保険料年額(第6期・第7期)】

第6期計画(平成27~29年度)			第7期計画(平成30~32年度)		
介護保険料所得段階	比率	保険料	介護保険料所得段階	比率	保険料
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.45※	25,920円	【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.45※	29,700円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.65 国0.75	37,440円	【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の者	基準額 ×0.65 国0.75	42,900円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.75	43,200円	【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.75	49,500円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85 国0.9	48,960円	【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	基準額 ×0.85 国0.9	56,100円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	57,600円	【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	66,000円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15 国1.2	66,240円	【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.15 国1.2	75,900円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	基準額 ×1.25 国1.3	72,000円	【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額 ×1.25 国1.3	82,500円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	基準額 ×1.5	86,400円	【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額 ×1.5	99,000円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.7	97,920円	【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.7	112,200円
【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.8	103,680円	【第10段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.8	118,800円
【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上の者	基準額 ×2.0	115,200円	【第11段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額 ×2.0	132,000円
			【第12段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	基準額 ×2.1	138,600円
			【第13段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上の者	基準額 ×2.2	145,200円

※第1段階については給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料を軽減(0.5から0.45に軽減)しています。